

別記(一)

今般新興キネマ後業員ノ物價騰貴ニ依ル平常支給ニ関スルノ交渉ハ昭和十二年五月十五日東京市京橋區八丁堀新興キネマ本社樓上ニ於テ諸事者双方並所轄京橋警察署勞働委員長會ノ上ノ條件ヲ以テ円満解決セリ依而後日愈々多トス  
トス  
×本黨書三通り作テ之ヲ當事者各一通宛並ニ立會人ニ於テ一通ヲ保持スルモノ

解決條件

一、新興キネマ全後業員ニ對シテハ本給ノ一新ヲ増額手當トシテ支給ス

但し本給金五十円迄ヲ限度トス以上五十円ヲ超ニル場合ハ本給ノ八分ヲ増額手當トシテ支給スルモノトス  
二、本増額手當ハ可及的急進ニ本給ニ繰リ入レル様努力スルモノトス  
三、大入制度ニ就テハ爾後研究ノ上復派スル様考慮スルモノトス  
四、本黨書ハ昭和十二年六月一日ヨリ施行スルモノトス

新興キネマ株式会社

代表

龍造寺三枝印

全日本労働總同盟関東一般使用人組合

代表

内田定五印

立會

京橋京橋警察署

小橋

三印

常

労働契約第一一九五號

昭和十二年五月三十一日

警視總監 横山助成

内務大臣 河原田稼吉 殿  
社會 局長 官 殿

大森清掃組合後業員ノ勞働爭議ニ關スル件

(發 生)

要旨

(一) 標記後業員ニ在リテハ五月二日賃銀ニ割値上其他二項ニ亘ル數額書ヲ送セザルヲ以テ營業者側ニ在リテハ同月十合一割付ニ原值上ヲ發表セリ  
(二) 後業員側ニ在リテハ前記値上ニ不附ク抱テ對策ヲ營業者側ニ在リテハ要ニ依リテ之ヲ發表セシメ後業員側ニ在リテハ之ニ同意セズニ付ヨリ是業交渉中

標記後業員ニ在リテハ組合支部結成並賃上問題ニ發端爭議發生

(1)